

宝塚市子どもの読書活動推進計画

～本とのふれあいから子どもの豊かな成長を～

平成20年4月

宝 塚 市

はじめに

子どもにとって読書は、豊かな言葉に触れ、それを学び、表現力を身につけ、想像力を育み、感性を磨く上で重要な役割を果たします。また、読書を通して、未知の世界に出会い、様々な体験をすることは、実生活をより豊かにする糧になります。

しかし、今日では、テレビ、ビデオ、インターネットなどの情報メディアが発達・普及し、子どもたちの周りは読書よりも強い刺激に溢れています。また、子どもの生活環境も変化し、時間に追われる忙しい子どもたちは、読書に費やす時間がとれなくなってきました。一方、幼児期に絵本等の読み聞かせを楽しんできた子どもは本好きになる傾向が強く、幼児期からの読書習慣の形成は、その後の子どもの読書に大きく影響を与えるといわれています。昨今指摘されている「子どもの読書離れ」は、このような様々な要素を含んでおり、子どもの読書活動を推進するためには、読書の重要性を十分に認識し、子どもが自主的に読書に親しめる環境を社会全体で整えていくことが急務といえます。

こうした子どもを取り巻く読書状況を踏まえ、国や兵庫県は数年前から子どもの読書活動推進に向け、法律や計画を策定しました。

このような動きを受け、本市においても子どもの読書活動を推進し、読書環境を豊かにするために、「宝塚市子どもの読書活動推進計画」を策定することになりました。この計画は、本市における子どもの読書活動についての方向性を示し、家庭や地域、学校、市立図書館などが、それぞれ役割を担当して計画を推進してまいります。

第1章 国及び県における策定経過

国の動きとして、平成11年8月に、平成12年を「子ども読書年」とすることを定めました。また、12年5月には「国際子ども図書館」が開館し、さらに、平成13年4月には、「子どもゆめ基金」が創設されました。そして、平成13年12月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律に基づき、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

この基本計画は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもので、おおむね5年間にわたる国の施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。

この動きに合わせ、平成16年3月には兵庫県の「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

今後、これらの計画に従い、子どもの読書の機会の提供、関係機関や民間団体等が連携・協力した取り組み、社会的気運を盛り上げる啓発活動を推進することが求められています。

第2章 宝塚市子どもの読書活動推進計画について

1. 計画の基本方針

- I 子どもが読書に親しむための環境の整備に取り組みます。
- II 子どもの自主的な読書活動を支援します。
- III 子どもの読書活動に関する啓発を積極的に行います。
- IV 市立図書館を中心にした関係機関の連携・協力を図ります。

2. 計画の位置付け

(1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づいて、宝塚市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示すものです。

(2) この計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を基本とするとともに、宝塚市における子どもの読書活動の状況及び「宝塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会」の提言を踏まえて策定します。

(3) この計画は、「宝塚市総合計画」の基本目標である「人にあたたく、豊かな心を育むまちづくり」を実現するための施策であり、宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン」との整合を図りながら、子どもの読書活動推進にあたっての総合的な計画として策定します。

3. 計画を推進するにあたって

(1) 推進体制の整備

この計画に基づく実施計画の策定、事業計画、進行管理を行うために、子どもの読書活動に関わる部局による全庁的な推進組織を整備し、総合的、計画的に実施していきます。

(2) 定期的な進捗状況の把握と評価

計画を推進するため、定期的に計画の進捗状況を把握、評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討、調整を図ります。

4. 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

第3章 子どもの読書活動推進のための目標と取り組み

1. 子どもの読書活動の現状

平成18年5月に行われた第52回読書調査（社団法人全国学校図書館協議会・毎日新聞社による）によれば、児童生徒の1カ月の平均読書冊数は、小学生が9.2冊、中学生が2.8冊、高校生が1.5冊となっています。また、1冊も読まなかった子どもたちの割合は小学生6%、中学生23%、高校生50%となっており、中学生以降極端に読書量が減少しています。また、読書冊数では、小学校で増加の傾向にあるものの、不読率については、大きな変化はありません。

平成16年に実施された文部科学省の「親と子の読書活動等に関する調査」によると、8割の児童・生徒が本を読むことが好きと回答しています。この潜在的な力を実際の読書活動へと導くためには、あらゆる場所、あらゆる機会を通して、子どもの読書活動を支援していく必要があります。

2. 子どもの読書活動における課題

子どもたちの読書活動を豊かにするためには、成長に合わせ、読書に親しむことのできる機会や場など、環境づくりが大きな課題です。また、年齢が上がるとともに本を読まなくなっている現状の打開には、幼児期からの読書へのきっかけづくりと、幼児期の読書活動を継続できる習慣づくりへの取り組みが必要です。

さらに、市立図書館や学校、関係機関、ボランティア、家庭が連携し、子どもの読書活動の活発化に向けた事業の充実が求められます。

3. 宝塚市の目標と取り組み

(1) 家庭における読書環境の整備

家庭は子どもの読書活動の始まりであり基本です。子どもが読書習慣を身につけ、読書を一生の楽しみとするには、家庭での読書環境がとても重要です。このことを十分理解し、家庭では、読み聞かせをしたり、一緒に本を楽しんだり、本の感想を語り合ったりするなど、子どもが読書に興味を持つように工夫することが大切です。また、身近な大人が本を楽しんでいる姿を見ることも、子どもが本に親しむきっかけになります。家庭での読書環境が十分に整えられるように、市立図書館をはじめ関係機関は協力して、支援します。

(2) 乳幼児期における読書環境の整備

乳児期から幼児期にかけては、子どもたちが知的に、そして情緒的にも、また人間関係の面でも大きく成長する時期です。絵本や物語と親しむことはその成長の大きな力となります。

子どもたちの読書生活は、まず身近な人に本を読んでもらうことから始まります。このことは、子どもの言葉を育て、感性を豊かにするためにとても重要です。子どもは読み手の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り、情緒の安定を得るとともに、外の世界とのつながりを持つことができます。

身近な人と一緒に楽しみながら素晴らしい絵本や物語と出会うことは、子どもたち一人ひとりの豊かな情操を育み、遊びや言葉の広がりにつながっていきます。言葉の広がり、人と人とのつながりを生み、イメージ力を養い、人間関係づくりの基盤となります。読み手と聞き手の言葉を介したやりとりは、心のやりとりとなり、豊かな心を育てていきます。

乳幼児が本と親しむためには、いつも身近に本があり、その本と一緒に楽しんでもくれる大人がそばにいる環境が必要です。そのような環境が家庭や地域でよりいっそう広がるよう取り組みます。

○健康センター

【現状と課題】

宝塚市では、ブックスタート事業として、健康推進課と市立図書館が連携を図り、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において、その時期にすすめたい絵本の紹介や市立図書館の利用案内のチラシを作成し受診者全員に配布しています。また、各健康診査の待ち時間に親子で絵本を楽しめるよう、絵本コーナーを設けています。

今後は、各健康診査において、保護者に対し絵本についてのさらなる情報提供に努めるとともに、子どもと絵本を読む楽しさや大切さを伝える方法について検討が必要です。

【目標と取り組み】

・乳幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝えるために、市立図書館等の関係機関と連携し、乳幼児健康診査等を通じて読書活動の普及啓発に努めます。

○保育所

【現状と課題】

現在、市内に認可保育所は公立・私立を合わせて21園あります。

保育所においては、子どもたちに絵本の楽しさを知らせ、豊かな感性を持った、相手の気持ちのわかる人に育ててほしいという願いから、毎日の保育の中で必ず絵本やお話の世界にふれる機会を設けています。「保育所保育指針」を踏まえ、子どもの年齢や発達段階に応じて絵本を選び、読み聞かせを行っています。乳児期には、保育士が子どもと向き合い、ときには膝の上に抱きスキンシップをとりながらの読み聞かせで情緒の安定を図っています。幼児期には、子ども自身がいろいろなお話の世界の中でイメージをふくらませていけるように、題材の選定や読み方に工夫を行っています。

読み聞かせは日々の保育の中で保育士が行っていますが、ときには、専門家やボランティアに依頼し、いつもと違った雰囲気や題材で、絵本に限らず、パネルシアター、ペープサート、ストーリーテリング（素話）などを行って、子どもたちが、よりお話の世界に興味を持てるようにそれぞれの保育所が工夫をしながら取り組んでいます。

また、昭和49年11月にわかき保育所でスタートした親子文庫活動が契機となって、家庭での読み聞かせを進めるため、すべての市立保育所では絵本の貸し出しを行い、蔵書絵本の充実も図っています。私立保育所においても貸出文庫を設置するなど同様の取り組みを行っています。

さらに、保育所の子育て支援事業の取り組みの中では、地域の子育て家庭の親子を対象としたおはなし会、近隣公園に出かけていく出前保育での絵本の読み聞かせ、体験保育や保育室開放時の読み聞かせを実施し、入所児と同様に絵本の貸し出しも始めています。今後は、保育室や文庫の蔵書の充実、絵本の読み聞かせの大切さを保護者に伝える啓発活動の継続・推進が課題です。

【目標と取り組み】

- ・日々の保育の中で、子どもたちへの読み聞かせの時間を積極的に設けます。
- ・蔵書の充実を図り、絵本が身近にある環境を整えます。
- ・絵本の楽しさや大切さを保護者に伝える啓発活動を行います。
- ・地域の子育て家庭に絵本の貸し出しを実施し、子育て情報のお便りの中で絵本の紹介や情報提供を継続的に実施し啓発を推進します。
- ・地域の子育て家庭の親子を対象としたおはなし会を実施します。
- ・各保育所が近隣の公園に出かけていく出前保育、また保育所での体験保育時や、保育室開放等の事業の中で、親子で絵本の読み聞かせを体験する機会を提供します。
- ・関係機関との連携事業の中で、絵本の読み聞かせ等を実施します。
- ・市立図書館と連携し、子どもの読書活動に関する協力を進めます。

○幼稚園

【現状と課題】

現在、幼稚園は市内に公立・私立あわせて26園あります。

各幼稚園では、「幼稚園教育要領」を踏まえ、子どもの興味・関心や発達に応じて、日常的に絵本の読み聞かせに取り組んでいます。また、絵本の貸し出しを積極的に行い、家庭でも絵本とふれあえるようにしています。職員だけでなく、保護者やボランティアによる貸し出しや読み聞かせを行っている園も少しずつ増えていきます。絵本コーナーを設けている園や、図書館見学、図書の貸し出し等で市立図書館を利用している園もあり、絵本に親しみ、関心が持てるように工夫しています。

このように、幼稚園では、子どもが絵本とふれあえる環境づくりに取り組んでいます。このことは、学校生活における創造的な思考力の育成や、主体的な生活の形成につながっていきます。今後も、施設面での環境整備、保護者や地域に絵本のよさを伝える啓発活動、市立図書館等関係機関との連携など、子どもの読書の意義を踏まえた取り組みをいっそう進めていくことが求められます。

【目標と取り組み】

・一人ひとりの子どもが落ちついて絵本を楽しむことのできる絵本コーナーや資料の充実に取り組みます。

・市立図書館や児童館、地域のコミュニティセンターなどと連携して、絵本に親しむ保育の促進や、子どもと絵本をつなぐ活動に取り組めます。

・日々の保育活動の中に継続的に読み聞かせの時間を設け、子どもの成長や発達に応じた絵本を選び、読み聞かせをする中で、子どもたちに絵本の楽しさを伝えます。

・保護者に向けて、絵本を読んだときの子どもの反応を伝え、子どもが好きな絵本やおすすめの絵本を紹介するなど、情報提供に取り組めます。

・絵本の貸し出しを積極的に行い、親子で本を共有する時間を持ち、習慣化することを大切にします。

・保護者やボランティアや地域の方の協力を得ながら、できるかぎり大勢の方に絵本の素晴らしさを広めていきます。

・保護者やボランティアによる絵本の貸し出しやおはなし会など、子どもの読書活動に関わる活動を支援します。

・幼稚園教諭が、絵本についての知識や読書の意義や大切さについて学ぶための研修の機会を積極的に設けます。

・幼稚園において、子どもが絵本とふれあえる環境をつくり、整えることが、小学校以降の読書習慣の形成につながり、ひいては学習の基盤ともなることを意識して取り組みます。

(3) 学齢期における読書環境の整備

学齢期の子どもたちは、学習や生活の中で様々な読書活動を行っています。そこで、子どもたちが進んで読書に親しむようになるために、学校や地域児童育成会などにおいて、本に接し親しむ機会を増やし、読書習慣を身につけるための取り組みを推進していきます。

各学校の学校図書館は、学齢期の子どもたちの読書活動や学校教育活動を支える中心的な役割を果たします。学校図書館が本来の機能を発揮できるよう、図書、施設、人員等の整備を継続的に図り、子どもたちの学習活動や読書活動を充実させるために学校図書館を計画的に利用し、機能を活用することが大切です。

さらに、読書の楽しさを子どもたちに伝えるために、家庭や地域、市立図書館などの関係機関との連携を推進していきます。

○小・中学校

【現状と課題】

宝塚市立学校における学校図書館の蔵書充足率は、学校図書館図書標準に照らし合わせると、平均で中学校 101%、小学校 103%であり、文部科学省の基準を達成しています。

また、学校の大規模改修や新築に合わせて、エアコンの全校設置、椅子・机等の備品の整備・更新を行う中で、学校図書館の広さも、1校を除き2教室以上とするなど、環境の改善を図っています。

市では国の基準どおり、12学級以上のすべての小中学校に、司書教諭の資格を持った教員を配置しており、11学級以下でも2小学校のうち1小学校に配置されていないのに留まり、中学校は100%の配置率となっています。しかし、学校図書館専任の司書教諭でないのが現状です。

平成14年度より導入された学校図書館ネットワーク事業により、ネットワークコンピュータを使用したバーコードによる蔵書の管理、貸し出し業務が実施できるようになり、大幅に学校図書館業務の簡素化、効率化が図られました。市内の学校の蔵書はすべてコンピュータを通して閲覧することが可能です。しかし、流通システムがないために、他校の蔵書を簡単に借りることはできないのが現状です。

市内の多くの小学校で、図書ボランティアによる、本の読み聞かせが行われたり、朝の読書タイムで、児童が本を読む習慣をつける時間を増やしたりして、子どもたちの読書活動の推進に寄与しています。市内すべての小学校に図書ボランティアのグループがあり、本の読み聞かせ、蔵書整理、貸し出し業務、環境整備等の活動を行っています。また、共同で読書活動推進のための研修会を実施するなど、図書ボランティアの連携も活発です。

これからの学校図書館は、読書を楽しみ、豊かな心を育む「読書センター」としての機能だけでなく、調べ学習等の情報の収集、選択、活用を図る「学習センター」としての機能が求められます。そのためには、各学校図書館間や公共図書館との連携を図るとともに、図書資産の効率的な運用を研究し、活性化を進める必要があります。

宝塚市教育委員会では、平成18年度下半期から、学校図書館支援センター推進事業について文部科学省の地域指定を受け、学習活動や読書活動に係る学校図書館の効果的な活

用・運営の調査研究を行っています。この結論は、平成20年度にまとめられます。

【目標と取り組み】

学校における子どもの読書活動の推進

- ・ 図書を活用した授業や読書指導など、子どもたちの読書活動を広げる取り組みを推進します。
- ・ 子どもたちの読書への興味関心を高めるため、小学校ではストーリーテリングやブックトーク、読み聞かせ等の活動を推進します。
- ・ 子どもの読書活動や読書指導についての情報収集に努め、読書活動推進の取り組みに役立てます。
- ・ 中学校では、生徒の発達段階に即した自主的な読書活動の推進に向けて研究を行います。

学校図書館の充実

- ・ 学校図書館を魅力ある快適な場とするために、施設設備の充実や適正な配置、掲示物の工夫など環境整備に努めます。
- ・ 学校図書館の蔵書をいっそう充実させるため、厳しい財政状況下ですが、購入冊数の増加に努めます。
- ・ 学校図書館の円滑な運営を図るため、コンピュータによる学校図書館ネットワークシステムの効率的な運用に努めます。
- ・ 蔵書を効率的に活用するため、学校図書館間や公共図書館との連携に向けて研究を行います。

家庭や地域との連携

- ・ 子どもの読書活動に関する情報や取り組みについて、家庭や地域に積極的に伝え、連携を図り、読書活動推進に取り組みます。
- ・ 地域や保護者による図書ボランティアと連携、協力を図り、子どもたちの読書活動を推進します。

○地域児童育成会

【現状と課題】

地域児童育成会は、放課後保護者が勤務などにより家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として、市内の全市立小学校に設置、運営しています。

この地域児童育成会の活動の一つとして、指導員や地域のボランティアを中心として読み聞かせ活動を行っています。一方、育成会の施設は余裕教室を使って活動をしているため、蔵書を保管するスペースも限られています。運営費が限られているため、多くの蔵書を確保できない状況にあります。

また、現在小学校図書館は放課後の利用ができませんが、今後、育成会入所児童が利用できるよう、開館時間の延長が課題です。

【目標と取り組み】

- ・小学校や、19年度からスタートした放課後子ども教室推進事業とも連携しながら、地域児童育成会の指導員を中心として、地域ボランティアの参加を得て、さらに読み聞かせ活動を推進し、児童に本を読む楽しさを伝えます。
- ・子どもの読書活動を推進するため、指導員に対する研修を行い、資質向上を図ります。

(4) 地域の公共施設等における子どもの読書環境の整備

家庭における子どもの読書活動を支援するためには、地域の読書環境の整備が重要です。身近なところで本と出会い、保護者や子どもたちが読書について気軽に相談したり、読み聞かせなどを体験できる機会や場を提供することが求められます。

宝塚市には、子ども家庭支援センター、児童館、公民館、人権文化センター、国際・文化センターなど、図書室や図書コーナーを備えた施設があります。

また、地域と子どもをつなぐ「放課後子ども教室推進事業」においても、子どもの読書活動に関わる取り組みが期待できます。

地域の公共施設や「放課後子ども教室推進事業」などにおける子どもの読書活動を進めるためには、図書の充実、施設の整備を図り、市立図書館や学校、保育所、幼稚園などの関係機関との連携が必要です。

○子ども家庭支援センター

【現状と課題】

宝塚市は、子ども家庭支援センターを子育て支援事業の中核的拠点として開設し、未就園の親子が集えるひろばの提供、親支援のための講座等の開催、親子育てグループの活動支援や、地域の子育て支援事業の情報収集及び情報提供を実施しています。

この子育て支援事業の中で、絵本の読み聞かせ等のおはなし会の実施、絵本の紹介等の情報提供を行い、絵本とふれあう環境づくりに努めていますが、蔵書の充実が課題となっています。また、絵本の読み聞かせ養成講座等を実施し、地域での子育てボランティアの養成及び地域の支援者の発掘等を実施しましたが、講座修了者の活躍の場の提供が不十分でした。

今後も、読書の意義を踏まえて、絵本のよさを保護者や地域に啓発していくと共に、人材の養成を行うなどの取り組みが必要です。

【目標と取り組み】

- ・子どもが落ちついて絵本を楽しむことができるように環境の整備に努めるとともに蔵書の充実を図ります。
- ・絵本の紹介や読み聞かせへの助言等を積極的に行います。
- ・親支援のための講座等では、保護者に対し、子育てにおける絵本の読み聞かせの大切さについて啓発します。
- ・センター発行の情報紙等で、随時絵本に関する情報提供を行います。

○児童館

【現状と課題】

児童福祉法に基づく児童厚生施設として地域に整備される児童館は、子どもの遊びのた

めの公共的な施設であり、そこには図書室が設けられることになっています。

宝塚市では、「児童育成計画 エンゼルプラン宝塚」や「次世代育成支援行動計画 たからっ子「育^{はぐく}み」プラン」に基づいて、地域の子育て支援の拠点及び子どもの居場所として、市内の7つのコミュニティブロックごとに児童館を整備することとしています。現在、高司児童館（第1）、御殿山児童館（第3）、安倉児童館（第4）、中筋児童館（第5）、西谷児童館（第7）の5館が活動しています。

さらに、平成17年度からは、地域に出向き、地域とも協力しながら、身近なところで児童館の遊びのプログラムを提供する出前児童館事業を展開しています。

各児童館では子育て支援事業の一つとして「お話なあに？」や「おはなし広場」等と称して、乳幼児の親子や小学生を対象に、週1回から月2回程度絵本の読み聞かせを実施しています。

その他にも子育て支援プログラムの中に読み聞かせを取り入れたり、日常的に機会を捉えて1対1での読み聞かせや指人形や腕人形を使った簡単なお話も実施しています。

また、親子で絵本を楽しむことの大切さや話を聞くときの態度等を実感してほしいとの思いから、子育て支援プログラムの中で保護者自身の自主性や「保護者力」の向上を目的に、参加している保護者が、自分たちが選んだ紙芝居や絵本の読み聞かせを実施している児童館もあります。

しかし、児童館では図書室が手狭だったり、絵本等図書の入れ替えが十分でなかったり、また、プレイルーム等「動」の空間が近くにあったりするため、参加者が少なく、特に、小学生は絵本より他の遊びへ興味に移りやすい現状もあります。

今後、さらに児童館で絵本の読み聞かせや子どもへの読書活動を推進していくためには、設置する絵本や図書の選定及び来館者への本の選び方や読み方等への専門的な助言や情報提供を関係機関から得る必要があります。そのためには市立図書館や保育所、幼稚園等関係機関との連携が必要です。

【目標と取り組み】

- ・市立図書館との連携を進め、図書の貸し出しや図書選定の助言、また、養成したボランティアの派遣等の支援を受けて、事業の充実を図ります。
- ・近隣の保育所や幼稚園等と協力して、乳幼児の親子や小学生が身近なところで、絵本の読み聞かせ等が体験できる場や機会の提供などを進めます。

○学校施設の利用

【現状と課題】

宝塚市ではこれまで、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりのため、「地域子ども教室事業」を各小学校区で実施してきました。しかし、事業展開は、試行的なものであり、子どもたちの放課後をよりいっそう充実していくことが求められ、平成19年度から「放課後子ども教室推進事業」として事業を展開しています。

【目標と取り組み】

・各小学校での子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりである「放課後子ども教室推進事業」を順次展開していきます。この中で、学習機会の場の提供として、学校図書館の利用の検討や、過ごし方として読み聞かせの実施など、子どもたちの読書環境の整備に努めます。

(5) 市立図書館における読書環境の整備

子どもの読書活動を支える中心にあるのは図書館です。図書館では、子どもたち自身が好きな本を選び、楽しむことができます。絵本や読み物、科学の本、調べ物の本など、豊富な資料の中から本を探るとき、相談に応じる司書もいます。本の世界への入り口として図書館が果たす役割は大きく、子どもの読書環境の整備は、これまで図書館が積極的に取り組んできた課題でもあります。

しかし、宝塚市の場合、中央・西の二つの図書館と中山台分室・移動図書館だけでは、市内全域をカバーすることは難しく、図書館から離れた地域の子どもたちは利用が困難な状況です。

今後、市全体で子どもの読書環境を整備していくためには、①図書館の資料の充実、②司書の増員、③施設の整備、④児童サービスに関する研修、⑤学校・幼稚園・保育所・児童館等関係機関との連携の強化、⑥ボランティアとの協力体制づくり、などが必要です。

【現状と課題】

宝塚市の図書館は、中央図書館、西図書館と中山台分室、移動図書館によって運営しています。平成18年度の蔵書冊数は546,402冊で、個人貸し出し冊数は約156万冊（市民一人あたり7.07冊）、うち児童書約49万冊となっており、かなり高い貸し出し水準を保っています。

宝塚市は、人口20万人規模の自治体でありながら、図書館が2館しかありません。このような市内全域へのサービスが困難な状況にあっても、貸し出し冊数が多いことは、宝塚市民の読書への関心の高さを表すものと考えられます。

今後、市内のすべての子どもに公平なサービスを提供するためには、身近なところにサービスの拠点を整備する必要があります。

図書館では、子どもと本の出会いの場としての役割を果たすため、児童書を幅広く収集し、子どもたちの多様な興味や関心を満たすよう努めています。そして、年齢に応じた本を届けるため、書架配置や掲示等に様々な工夫を行っています。

一方、図書館の資料費は年々減少しており、10年前と比較すると6割にまで減っています。資料費の早期の回復がなければ、子どもの読書環境の整備を遅らせることとなります。

また、図書館における児童サービスを担うのは、専門知識を持った司書ですが、現在、正規職員が少なく、十分なサービスが行えない状況です。特に、今後他の関係機関との連携など、子どもの読書活動に関わる様々な取り組みを行っていくためには、人員面での条件整備が必要です。

乳幼児に対しては、「はじめてであうえほん」コーナーを設置し、赤ちゃんからの読み聞かせに役立っています。また、「えほんであそぼ」「ちいさいこむけおたのしみ会」などの行事を開催し、親子のふれあいと読み聞かせの楽しさを伝えるよう努めています。さらに、健康推進課と連携し、乳幼児健康診査の機会を利用して、各年齢向けのブックリストと図書館の利用案内を配付しています。しかし、保育所（園）、幼稚園など他の関係機関との連携は十分とはいえず、今後の課題となっています。

児童に対しては、調べ学習に役立つ本を多数収集し、司書による調査相談を受け付けるほか、「調べものの達人」など、調査の方法を楽しく学ぶ行事も行っています。また、蔵書の中から子どもたちが本を探すときの手がかりとなるよう、ブックリストやパンフレットの配付や、季節ごとにテーマを決めて本の展示をしています。

おはなし会では、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせによって物語世界を楽しむ想像力を養うことができます。また、かみしばいやおたのしみ会、てづくりの時間などの行事を開催し、図書館に親しむきっかけづくりに取り組んでいます。

学校との連携としては、図書館見学の受け入れ、団体貸し出しとその選書への協力、学校配付のブックリスト「本はともだち」への助言、中学生のトライやるウィークの受け入れなどがあります。また、学校図書館の図書ボランティアに対し、修理や分類、選書などへの指導・助言を行っていますが、その機会は少なく、これからの課題となっています。

ボランティアに関しては、ストーリーテリングボランティア養成講座を開催、おはなし会を担う人材を育成しています。受講生はストーリーテリングのボランティアとして活動し、図書館以外でも、小学校の図書の時間や地域児童育成会などに出向いておはなし会を行っています。また、図書館では、布の絵本製作、対面朗読、録音図書作成、紙芝居などでもボランティアが活躍しています。これからは、このようなボランティアの養成、研修を充実させる必要があります。さらに、図書館に対しては、活動の場の提供など関係機関とボランティアをつなぐ役割も求められています。

他の施設との連携は、図書館にとって重要な課題となっています。関係機関への情報提供や資料提供を充実させ、子ども読書活動の推進に関わる各機関の取り組みを支援する必要があります。

多文化サービスとしては、外国語絵本の収集を行っています。これからは、資料の充実を含め様々なサービスの展開が必要です。

図書館活動のPRとしては、「としょかんだより」等の発行やホームページの運営などを行っています。今後は、ホームページの充実など、様々なPR活動を積極的に行っていく必要があります。

【目標と取り組み】

図書館の資料・施設

- ・魅力ある蔵書を維持するため、十分な資料費の確保に努めます。
- ・子どもたちの多様なニーズに応えられる質の高い資料の収集に努め、蔵書の充実を図ります。
- ・市内全域サービスの実現及び蔵書の効果的な保存と活用のため、新たな図書館の設置に向けた計画づくりに取り組みます。
- ・子どもたちにとって親しみやすく使いやすい図書館になるよう、案内表示や書架配置に工夫をこらし、老朽化した設備の改善に努めます。

乳幼児向けのサービス

- ・「えほんであそぼ」「ちいさいこむけおたのしみ会」など、乳幼児向けの行事を充実させます。

・保育所や幼稚園と連携し、わらべうたや絵本の読み聞かせ、子育てなどについての情報交換を行います。

・乳幼児健診時に子育てと読み聞かせの楽しさを伝える「ブックスタート事業」など、健康推進課と連携した取り組みを進めます。

・乳幼児向けの「はじめてであうえほん」コーナーでは、特に資料の更新に重点を置き、充実させます。

・乳幼児向けの絵本の選び方や与え方に関する相談に応え、親子で絵本を楽しむ喜びを伝えます。

・子育て支援の観点から、子育てに関する情報を収集し、提供します。

児童向けのサービス

・「おはなし会」や「おたのしみ会」などバラエティに富んだ行事を行います。また、中央図書館と西図書館とのさらなる連携、ボランティアの活用などによる内容の充実を目指します。

・図書館見学を積極的に実施します。図書館に関するパンフレットの作成や学校へのPRを通して、授業と関連付けた活動を行います。

・学校への団体貸し出しについては、選書への協力等を積極的に進めます。

・調べ学習への支援、図書館利用教育等を充実させます。

・新刊書を中心に楽しい読書のための学年別ブックリストを作成・配布します。

・学校でブックトークを行うことを目指し、図書館職員とボランティアによる勉強会を行います。

・学校図書館の図書ボランティアに対し、選書・分類・修理などへの助言や研修等の情報提供を行います。

その他

・ボランティアの養成や活動支援のため、各種講座を充実させます。

・子どもの本や読書活動に関する資料を関係機関や団体に提供するとともに、関係の強化を図ります。

・団体貸し出しサービスを充実させます。

・多文化サービスを進めるため、外国語資料の収集、宝塚市国際交流協会など関係機関との連携を進めます。

・市立養護学校等と情報交換を行い、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、環境の整備に取り組みます。

・図書館で児童サービスを担当する司書の資質向上のため、研修を充実させます。

・ホームページを活用し、子どもの読書活動に関する情報を発信します。

・阪神間の図書館と連携し、子どもの読書活動に関する情報交換を行います。

(6) 読書活動や市立図書館利用がしにくい子どもへの取り組み

すべての子どもの読書推進を図るためには、ニーズの多様化や資料等の特殊性に合わせた取り組みを行う必要がありますが、まだ十分行われているとはいえません。市内にどのようなニーズがあるのかを把握し、関連機関やボランティアと連携しながら支援の可能性を模索し取り組んでいきます。

【現状と課題】

宝塚市内には、障害のある子どもたちが通う療育センターがあり、読書活動の推進に取り組んでいます。しかし、資料の整備や読書活動への取り組みは十分ではありません。

また、外国人への生活全般にわたる支援は国際・文化センターを拠点に行っていますが、同センターに子ども向けの本はありません。資料の整備や読書活動への取り組みを図っていく必要があります。

【目標と取り組み】

・障害のある子どもに読書機会が提供できるように資料収集や取り組み方法の工夫を行います。

・外国人の子どもや帰国児童が、読書活動を通して母国や日本の言語、文化を知ることができるように資料収集や取り組み方法の工夫を行います。

・読書活動や市立図書館利用がしにくい子どもへの読書機会の提供方法を工夫します。

国際子ども図書館

国立の児童書専門図書館。2000年に部分開館、2002年に全面開館された。「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く」という信念に基づき、児童書や児童文化に関する資料・情報センターとして国内外の児童書および研究所を広範囲に収集し、子どもの出版文化にかかわる多様な調査・研究・活動を支援する。国際子ども図書館が部分開館された2000年は、子ども読書年とし、様々な取り組みが行われた。

子どもゆめ基金

子どもの学校以外の諸活動を財政面で支援するために、2001年に創設された基金。独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターによって運営されている。助成対象は、①子どもの体験学習の振興を図る活動 ②子どもの読書活動の振興を図る活動 ③インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動で、一定の条件に基づいて審査され助成金が支給される。

子どもの読書活動の推進に関する法律

巻末資料参照。

宝塚市総合計画

中長期的な視点から、宝塚市の将来像とその施策の方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的な計画を明らかにするもの。この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三つで構成され、このうち基本構想は、第4次計画として平成13年度から22年度を計画期間としている。

宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子^{はくく}「育み」プラン」

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、概ね18歳未満のすべての子どもやその家庭を対象に宝塚市の子ども施策の総合的な計画として策定。平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間としている。

(前期行動計画：平成17年度から21年度 後期行動計画：平成22年度から26年度)

宝塚市児童育成計画「エンゼルプラン宝塚」

少子・高齢化社会を迎え、子どもや家庭を取りまく環境が大きく変化している中、子どもに最善の利益がもたらされ、子どもが健やかに育つ環境や安心して子どもを産み育てる社会環境を整備するために、具体的な目標を定めて策定した計画。平成9年度から16年度までの8年間を計画期間としている。

ブックスタート

1992年、イギリスで始まった運動。日本での推進役は、NPO「ブックスタート」

で、すべての赤ちゃんに絵本を届け、絵本を通じた子育ての楽しさを保護者に伝えるために、図書館・保健所などの地域行政と子育て支援ボランティアなどが枠組みを超えて運動していくことを目標にしている。

保育所保育指針

旧厚生省より通知された保育所の保育に関する指針。各年齢の発達に合わせて絵本や物語との関わりが述べられている。平成11年改訂。

パネルシアター

パネル布またはフランネル地をベニヤ板等に貼り付けて舞台を作り、不織布の絵人形をパネルに貼ったり取ったりしながらお話を進めていく手法。

ペープサート

割り箸等の串の両面に同一人物の異なった動作の絵を描いた厚紙を貼ったうちわのようなもので演じる平絵人形劇。素朴で幼児にも向く。

ストーリーテリング

物語を覚えて子どもたちに語ること。「おはなし」「素話」ともいう。耳から聞く言葉を通して物語のイメージを描くストーリーテリングは、活字をイメージ化し、物語を楽しむ力を養う事が出来る。

親子文庫活動

家庭での絵本の読み聞かせを推奨するため、保育所と保護者（会）とが共同で絵本の管理や貸出を行う活動。親も子も絵本に親しむという意味合いから、親子文庫活動と称している。

文庫(保育所内)

保育所内にある図書コーナーのことで、保護者（会）からの寄贈や保育所予算で絵本を購入し、保育所園児及び地域子育て世帯への貸し出しを行っている。

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準のこと。ねらい及び内容の部分に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。」等の記述がある。

読み聞かせ

聞き手に対して声に出して本を読むこと。図書館、保育所、幼稚園、学校等で複数の聞き手に対して読むときに使われることが多い。録音されたものを聞くことと比べ、聞き手の理解や反応に合わせて読むことが出来る点で優れている。また聞き手と読み手、聞き手間で物語世界を共有する楽しさを味わうことが出来ることも、特性の一つである。

学校図書館図書標準

児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担う学校図書館における図書の整備を図る際の目標として、平成5年に旧文部省が設定した蔵書冊数の標準値。

司書教諭・学校司書

司書教諭は学校図書館のためにおかれる教員のことである。学校図書館法第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められており、平成15年度より全国の12学級以上の小中高等学校に司書教諭が配置されることとなった。しかし、専任ではなく兼務であることが課題となっている。学校司書は学校図書館の仕事に主として従事している職員の総称で、法的には根拠のない言葉ではあるが、自治体によっては規則に職名を掲げ、職務内容を規定している場合もある。

ブックトーク

あるテーマに沿って本を紹介すること。様々な分野から集めた本をそれぞれ関連づけ、聞き手が「読んでみたい」と思うように工夫をしながら本の面白さを伝える。新しい本と出会い、興味を広げるきっかけ作りとして有効。

図書ボランティア

学校園で本の読み聞かせやお話し会をしたり、本の整理整頓や修理などを行うボランティア。

学校図書館支援センター推進事業

学校図書館支援センターを宝塚市立教育総合センターに設置し、市立図書館や教育総合センター図書室、各学校図書館との蔵書データ互換・相互連携・蔵書有効活用等の調査研究を行いながら、学校図書館支援センター協力校（平成19年度市内5校）を中心に学校図書館の運営を支援し、各学校の読書活動を推進する事業。

放課後子ども教室

心豊かで健やかな子どもたちを育む地域環境作りをめざした宝塚市の事業。放課後の小学校の校庭や活用できる教室等を利用して、子どもたちを対象に、文化活動やスポーツ等の体験活動、また学習機会を提供する。

子ども家庭支援センター

親子（未就園児）の交流の場の提供、子育て相談、親子育てグループの育成支援、子どもの成長・発達に沿った講座の実施、子育て情報の発信、子育て支援活動へのバックアップや人材養成・派遣、18歳までの子どもに関わる相談等、および、児童虐待等に関する相談・通告を受け付ける、全市域の子育て支援事業の核としての役割を担うセンター。

司書(補)

図書館法第4条で「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補とする」と規定されている。公共図書館および私立図書館に置かれる専門的職員。特に児童サービス担当の司書は、一人一人の子どもの要求を的確に捉え、それぞれの興味・関心に合った適切な本を紹介していく必要があり、子どもに関する知識、資料への造詣の深さ、ストーリーテリングやブックトークなど集会行事の企画・運営力など、広範囲な理論と実践の蓄積が必要となる。

ブックリスト

子どもたちに読んでもらいたいおすすめの本を、テーマ別や学年別に紹介したリスト。

てづくりの時間

図書館職員が企画し、指導する工作の行事。西図書館では1年間に5回前後、中央図書館では1回程度開催。

布の絵本

布でできた絵本で、ボタン・ファスナー・ひも・スナップなどを使い、パーツをくっつけたり、はずしたり、結んだりして遊ぶことができるもの。布の感触も楽しめるので、視覚に障害のある子どもにも喜ばれる。

対面朗読・録音図書作成

視覚などに障害を持つために自力で資料などを読むことが困難な人に対するサービス。対面朗読は、要望に応じて資料を読んだり、代筆を行うサービス。一対一で行われることが多い。また、録音図書作成は、文字で書かれた図書をカセットテープによるアナログ形式などで録音した図書の作成を行うサービス。

団体貸し出し

市立図書館が、宝塚市内にある学校や幼稚園、保育所などの団体や資格を満たす読書グループに200冊まで6週間（通常の個人貸し出しは10冊2週間）貸し出す制度。

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3. 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会

(1) 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市における「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を宝塚市教育委員会教育長に報告するものとする。

- (1) 宝塚市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動の施策に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会に専門の事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央図書館において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令達の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、「宝塚市子どもの読書活動推進計画」の策定によりその効力を失う。

別表 (第3条関係)

委 員	健康推進課長
委 員	子育て支援課長
委 員	子ども家庭支援センター所長
委 員	保育課長
委 員	教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
委 員	宝塚市立小学校校長会の推薦する者
委 員	宝塚市立中学校校長会の推薦する者
委 員	教育委員会事務局社会教育部社会教育課長
委 員	教育委員会事務局社会教育部青少年育成課長
委 員	教育委員会事務局社会教育部中央図書館長
委 員	教育委員会事務局社会教育部西図書館長

(2) 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿 (順不同・敬称略)

委員	健康推進課長	(今里 典子)
委員	子ども政策課長【平成19年4月組織改編：(旧)子育て支援課長】	(東郷 ミチ子)
委員	子ども家庭支援センター所長	(大上 貫市)
委員	保育課長	(森 丈実) 平成19年3月まで (勝目 智子) 平成19年4月より
委員	学校教育課長	(中内 規子)
委員	校園長会が推薦する者	(矢倉 博昭・南ひばりガ丘中学校長)
委員	校園長会が推薦する者	(近藤 万寿子・中山桜台小学校長) 平成19年3月まで (黒田 正子・中山桜台小学校長) 平成19年4月より
委員	社会教育課長	(直宮 憲一)
委員	青少年課長【平成19年4月組織改編：(旧)青少年育成課長】	(浦浜 次郎)
委員	中央図書館長	(梶田 平) 平成19年3月まで (坂上 正彦) 平成19年4月より
委員	西図書館長	(讃岐 信夫) 平成19年3月まで (江原 宗平) 平成19年4月より

4. 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会専門部会

(1) 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第5条の規定に基づき、子ども読書活動推進計画の策定及び計画に基づく施策について必要な事項を検討するため、専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会に報告するものとする。

- (1) 宝塚市子ども読書活動推進計画の具体的内容に関すること。
- (2) 子ども読書活動の施策の具体的内容に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び会員をもって組織する。

- (1) 部会長及び副部会長は、それぞれ会員の互選により定める。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第4条 専門部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要に応じて部会員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央図書館において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令達の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、「宝塚市子どもの読書活動推進計画」の策定によりその効力を失う。

別表（第3条関係）

部会員	中央図書館副館長
部会員	学校教育課副課長
部会員	健康推進課係長
部会員	子育て支援課係長
部会員	子ども家庭支援センター係長
部会員	保育課係長
部会員	学校教育課係長
部会員	学校教育課係長
部会員	社会教育課係長
部会員	青少年育成課係長
部会員	中央図書館係長
部会員	西図書館係長

(2) 子ども読書推進計画策定委員会専門部会会員名簿（順不同）

部会員	中央図書館副館長（倉橋滋樹）
部会員	学校教育課副課長（菌 靖）
部会員	健康推進課係長（佐藤聖子）
部会員	子育て支援課係長（橋本摩利）
部会員	子ども家庭支援センター係長（多々納照子）
部会員	保育課係長（高谷知子）
部会員	学校教育課係長（中西昭子）
部会員	学校教育課係長（谷川妙美）
部会員	青少年育成課係長（新才正樹）
部会員	社会教育課係長（水野 寧）

部会員 中央図書館係長 (藤野高司)
 部会員 西図書館係長 (近藤泰典)

5. 策定委員会および専門部会開催状況

平成18年7月に、課長級からなる宝塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会と、係長級からなる宝塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会専門部会を発足。

(1) 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況

	開催日	検討内容
第1回	平成18年 7月 7日	1 委員紹介 2 委員長選出 3 法律・国及び県の計画説明 4 審議の進め方
第2回	平成19年 3月29日	専門部会で作成した計画素案の報告
第3回	平成19年 9月28日	パブリックコメントを受けて計画への反映

(2) 宝塚市子ども読書活動推進計画策定委員会専門部会開催状況

	開催日	検討内容
第1回	平成18年 7月21日	1 専門部会員紹介 2 部会長選出 3 法律・国及び県の計画説明 4 審議の進め方
第2回	平成18年 9月22日	各分野での子どもの読書活動の現状紹介と情報交換
第3回	平成18年11月13日	各分野での子どもの読書活動の現状紹介と情報交換 部会をさらに就学前と就学後の2つに分けて詳細の検討に移る
第4回	平成18年12月18日	就学前・後の読書活動の素案づくり
第5回	平成19年 1月12日	就学後の読書活動の素案づくり
第6回	平成19年 2月 5日	就学前の読書活動の素案づくりと素案全体の取りまとめ